

婚姻届 に伴う諸手続き



手続きには、マイナンバーや本人確認書類の提示、印鑑、追加書類が必要な場合もあります。 内子町

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	住 民 票	* 婚姻届により住民票に変更後の氏や本籍の記載がされます。 * 婚姻届を住所地以外の市区町村に提出した場合は、住民票に反映されるまでに 1 週間程度かかります。 * 住所や世帯に変更がある場合は、婚姻届とは別に住民異動届が必要です。	住民課 戸籍・住民異動係 ☎0893-44-6152
☐	印鑑登録をしている方 (氏が変わる方)	* 婚姻前の氏で印鑑登録していた方は自動的に廃止になります。 * 登録には新たに申請が必要です。	
☐	マイナンバーカード 住基カードをお持ちの方 (氏が変わる方)	* カードに新氏名を記載しますので、【カード】をお持ちください。 * カード内の情報を更新する必要がありますので、【数字4桁の暗証番号】が必要です。	
☐	電子証明書をお持ちの方 (氏が変わる方)	* 利用者証明用電子証明書は、引き続き利用できます。 * 署名用電子証明書は失効しますので、必要な方は、ご本人が【マイナンバーカード】をお持ちになり交付申請してください。申請には【英数字6～16桁の暗証番号】が必要です。	
☐	戸籍に関する相談	* お子さんの戸籍や氏について(養子縁組など)は、係にご相談ください。	
☐	内子町国民健康保険に 加入している方 (氏が変わる方)	* 新氏名の保険証を交付しますので、【保険証】をお持ちください。 * 各種認定証をお持ちの方は、新氏名の認定証を交付しますので、【各種認定証】をお持ちください。 * 配偶者の健康保険の被扶養者になる場合は、内子町国民健康保険の資格喪失手続きが必要ですので【新しい健康保険証・国民健康保険証・マイナンバーのわかるもの(世帯主と国保喪失者)】をお持ちください。	住民課 国民健康保険係 ☎0893-44-6152 (保険税について) 税務課 国民健康保険税係 ☎0893-44-6153
☐	国民年金に加入している方	* 手続きは不要です。 * 納付書はそのままお使いください。 * 口座振替を利用している方で、口座を変更する場合は、指定する金融機関へ国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を提出してください。 * 配偶者の健康保険の被扶養者になる場合(国民年金第1号被保険者→第3号被保険者)は、配偶者の勤務先でお手続きください。	住民課 国民年金係 ☎0893-44-6152 松山西年金事務所 国民年金課 ☎089-925-5175 お客様相談室 ☎089-925-5110
☐	国民年金を受給している方 (氏が変わる方)	* 年金の受取金融機関にて氏名変更手続きをしてください。氏名(フリガナ)が相違していると受け取りができなくなります。 * 遺族年金を受給している方は、受給資格がなくなりますので失権届が必要です。	

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (氏が変わる方)	* 受給者の氏が変更となる場合は、新氏名の受給者証を交付しますので、全員の【受給者証】をお持ちください。 * 保険証が変更になる方は、新しい保険証ができてから手続きしてください。	こども支援課 児童福祉係 ☎0893-23-9255
☐	児童手当を受給している方 (公務員を除く) (受給者が変わる方)	* 受給者の変更手続きをしてください。 【請求者名義の口座のわかるもの・請求者の健康保険証または年金加入証明書(厚生年金加入者)・所得課税証明書(その年の1月1日に内子町に住民票がない方)・マイナンバーのわかるもの(請求者と配偶者)】 * 請求者とお子さんの住所が異なる場合等は追加書類が必要となりますので、係へお問い合わせください。	
☐	ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方	* ひとり親家庭等医療費助成資格がなくなりますので、【受給者証】をお返してください。	
☐	児童扶養手当を受給している方	* 児童扶養手当の資格喪失届が必要ですので、【児童扶養手当証書】をお持ちください。	
☐	保育園・幼稚園等に子どもが通園している方	* 保護者に変更がある場合は、係へご連絡ください。	
☐	小・中学校に子どもが通学している方	* 保護者の変更がある場合は、学校へ連絡してください。 * 校区外通学を希望する等の特別な事情がある場合は、事前にお問い合わせください。	教育委員会 学校教育課 (内子分庁) ☎0893-44-2124
☐	水道・下水道を使用している方	* 名義を変更する場合は、名義変更届を提出してください。 * アパート等の集合住宅は、手続きが不要な場合がありますので、貸主にご確認ください。	上下水道対策班 ☎0893-44-6158
☐	町営住宅にお住まいの方	* 名義人や同居者が退去する、配偶者が同居する場合は、退去届・同居承認申請をしてください。	建設デザイン課 公営住宅係 ☎0893-44-6157
☐	後期高齢者医療保険に加入している方 (氏が変わる方)	* 新氏名の保険証は、後日郵送します。 * 旧氏名の保険証は、お返してください。	住民課 後期高齢者医療保険係 ☎0893-44-6152
☐	介護保険被保険者証をお持ちの方 (氏が変わる方)	* 新氏名の保険証は、後日郵送します。 * 旧氏名の保険証は、新しい保険証が届いてからお返してください。	保健福祉課 介護保険係 ☎0893-44-6154
☐	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳をお持ちの方 (氏が変わる方)	* 【各手帳】をお持ちになり、氏名変更届をしてください。 * 重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方は、新氏名の受給者証を交付しますので、【受給者証】をお持ちください。 * 特別児童扶養手当の受給者が変更になる場合は、【証書】をお持ちになり、変更手続きをしてください。	保健福祉課 障がい者福祉係 ☎0893-44-6154
☐	犬を飼っている方	* 犬の飼い主に変更があった場合は、登録事項変更届をしてください。	保健福祉課 福祉庶務係 ☎0893-44-6154